

「足助病院介護保険相談室」指定居宅介護支援事業所 運営規程

平成 11 年 6 月 28 日制定

(事業の目的)

第 1 条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する「足助病院介護保険相談室」指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 「足助病院介護保険相談室」居宅介護支援事業所

(2) 所在地 愛知県豊田市岩神町仲田 20 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅支援の提供にあたる。

(2) 介護支援専門員 3 名（常勤うち 1 名管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8 月 15 日、12 月

30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 平日 午前8時半から午後5時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援計画を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

(2) 利用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン

(3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(5) モニタリングの結果の記録 最低月1回

(6) 居宅サービス計画の原案の内容 利用者又はその家族に説明し文書による同意を得る

(7) 居宅サービス計画 趣旨・内容等を十分に説明し、遅滞なく利用者・担当者に交付する

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道5キロメートル未満 250円

(2) 事業所から、片道5～10キロメートル未満 500円

(3) 事業所から、片道10キロメートル以上 1キロメートル毎に
50円ずつ増加

(4) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(事故発生における対応)

第7条 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供により事故が生じたときは、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じ、管理者へも報告しなければならない。

(苦情処理)

第8条 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を別途定め提示する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、別紙の通りとする。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は、居宅介護支援を実施する際、身分を証する書類を携帯することとする。
- 3 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用関係の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は代表理事理事長が定めるものとする。

(虐待防止)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 6 月 1 日改正

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 9 月 1 日改正

平成 25 年 9 月 17 日改正

平成 25 年 10 月 15 日改正

平成 25 年 11 月 1 日改正

平成 26 年 1 月 1 日改正

令和元年 11 月 1 日改正

令和 2 年 1 月 1 日改正

令和 5 年 11 月 1 日改正

令和 6 年 1 月 1 日改正

令和6年4月1日改正